



# 川崎町健康ポイント制度の概要

健康ポイント制度とは、川崎町が実施する健康診査(検診)の受診や、受診後の結果説明・指導を受けた人、健康づくり等に関する講座等を受講した人、町が主催するスポーツ大会・教室及び健康づくりイベント等に参加した人にポイント(参加事業によりポイント数が異なる)を与え、そのポイントが有効期限内に25ポイントまたは、50ポイント貯まった人に特典を贈るものです。

また、当該イベント等にボランティアとして協力してくれた人にも同様にポイントを与えます。

## 健康ポイント制度の対象者

川崎町に住民票を有する20歳以上の人

## 健康ポイント制度の流れ

- ①健康ポイント制度参加者登録申請をします。
- ②その場でポイントカードの交付を受けます。
- ③健康ポイント制度対象事業に参加しポイントをもらいます。
- ④25ポイントまたは50ポイント貯まったら特典と交換します。(25ポイントと50ポイントでは交換品が異なります。)

## 健康ポイント制度対象事業

別紙用意しています

## ポイントカード作成(申請)方法

□所定のポイントカード申請書に必要事項を記入し、受付窓口に提出してください。

(その場でポイントカードが交付されます。)

- 受け取り窓口は、健康づくり課事務係(保健センター)、住民課国保医療係(役場庁舎内)、社会教育課社会教育係(コミュニティセンター内)、高齢者福祉課高齢者福祉係(役場庁舎内)

年齢が20歳に引き下がりました。



ポイント対象事業開催当日は、たいへん混雑しますのでポイントカード作成申請は事前に済ませてください。

## ポイントカード取得者順守(留意)事項

- 自分以外の人にカードを使用させてはならない。
- ポイントスタンプは事業開催当日に押印するので、当日は必ずカードを持参すること。
- 不正にポイントを受受してはならない。
- 自分以外の人ポイントの合算しない。
- カードを紛失した場合、カードは再発行するが、ポイントは付与しないので、保管には十分気をつけること。

## ポイントカードの有効期限

ポイントカード交付日から3年間を有効とします。

## ポイントの特典交換方法と申請期限

25ポイントまたは、50ポイントを取得し、ポイントの特典交換を受けようとするときは、必ず本人がそのカードと本人確認書類(運転免許証・健康保険証等・印鑑)を川崎町保健センターに持参してください。

□ただし、この時点で町外に住民票を移している人は、特典を受けることができません。

□ポイントの特典交換申請期限は、ポイントカード有効期限日から1ヶ月後までとします。

交換申請期限を過ぎたポイントは新しく発行するカードに引き継ぐことができます。

## 特典(交換品)

- 25ポイントで、商品券 1000円分(協賛店限定)  
町施設利用券 1000円分
- 50ポイントで、商品券 3000円分(協賛店限定)  
町施設利用券 3000円分



健康ポイントが令和4年4月1日から余っているポイントを引き継げるようになりました。有効期限が切れてしまっても、ポイント交換で使用した分を差し引いたポイントを次のポイントカードに引き継ぐことができます。

## お問い合わせ先

川崎町保健センター(健康づくり課)

☎(代表)72-3000 内線478・479  
(直通)72-7083

## 協賛店募集について

上記商品券を取り扱っていただける店舗(事業者)さんを募集しています。詳細については、左記、川崎町保健センターへお尋ねください。